

前回会議からの主な修正点について

○ 第 3 期堺市消費者基本計画（案）〔概要版〕

| No. | 資料 2 の該当頁・箇所 | 前回会議時点の表記内容 | 修正内容・理由等 |
|-----|---|--|---|
| 1 | 第 3 章 計画の基本的な考え方 第 4 章 計画推進のための施策 | ○ 4 つの基本目標について <u>1.</u> 消費生活の安全・安心の確保 <u>2.</u> 消費者の自立支援 <u>3.</u> 消費者被害の救済 <u>4.</u> 経済社会の発展等に伴う環境変化への対応 | ○ 4 つの基本目標について、以下のとおり修正。 基本目標 1 消費生活の安全・安心の確保 基本目標 2 消費者の自立支援 基本目標 3 消費者被害の救済 基本目標 4 経済社会の発展等に伴う環境変化への対応 【修正理由】 ・各項目が基本計画に掲げる基本目標であることを、よりわかりやすく示すため。 |
| 2 | 基本目標 2 消費者の自立支援 (1) 消費者教育・啓発の推進 【消費者教育推進計画】 | 被害に遭わない消費者、合理的意思決定ができる自立した消費者、意図せず加害者にならない消費者を育成するとともに、主体的に「消費者市民社会」の形成に参画する消費者の育成を図る。 | ○ 以下のとおり修正（追加）。 成年年齢の引下げや高齢化の進行等による消費者被害の増加を未然に防止するため、被害に遭わない消費者、～ （以下、前回会議時点の表記内容と同じ） 【修正理由】 ・取組の背景に挙げられる「成年年齢の引下げ」や「高齢化の進展」等の関連する社会課題を明記することにより、取組に至る背景をよりわかりやすく示すため。 |

| | | | |
|---|--|---|--|
| 3 | <p>基本目標 4 経済社会の発展等に伴う環境変化への対応</p> <p>(2) 高度情報通信社会の進展への対応 重点施策</p> | <p><u>インターネットや電子商取引に関する消費者トラブルの未然防止と被害の救済を図るため、学校・家庭等における消費者教育の一層の推進や、消費生活相談員の専門的知識の向上等</u>を図る。</p> | <p>○ 以下のとおり修正。</p> <p>デジタル化の進展や電子商取引の拡大、キャッシュレス決済の普及など高度情報通信社会の進展に伴う消費者トラブルの未然防止と～（以下、前回会議時点の表記内容と同じ）</p> <p>【修正理由】</p> <p>・取組の背景に挙げられる「デジタル化の進展」や「電子商取引の拡大」、「キャッシュレス決済の普及」等の関連する社会課題を明記することにより、取組に至る背景をよりわかりやすく示すため。</p> |
| 4 | <p>基本目標 4 経済社会の発展等に伴う環境変化への対応</p> <p>(2) 高度情報通信社会の進展への対応 重点施策</p> | <p>(2) 高度情報通信社会の進展への対応</p> | <p>○ 以下のとおり修正。</p> <p>(2) 高度情報通信社会の進展への対応 重点施策</p> <p>【修正理由】</p> <p>・デジタル化の進展や電子商取引の拡大に伴う消費者トラブルの未然防止及び被害の救済等については、消費者を取り巻く社会情勢の変化に伴い、次期計画における特に重要課題として取り組むべき事項の1つであることから、「重点施策」と位置付ける。</p> |

○ 第3期堺市消費者基本計画（案）

| No. | 資料3の該当頁・箇所 | 前回会議時点の表記内容 | 修正内容・理由等 |
|-----|--|--------------------------------|---|
| 1 | P.5（ページ下部の枠囲み部分） 第2章 計画策定の背景 1 消費者を取り巻く社会情勢の変化 (5)「持続可能な開発目標(SDGs)の達成」 | ○ 持続可能な開発目標(SDGs)についての注釈の記載なし | ○ 以下のとおり、持続可能な開発目標(SDGs)に関する注釈を文末に追記。 ※継続可能な開発目標(SDGs)とは <u>「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、極度の貧困と飢餓の撲滅など、開発途上国の目標であったミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年9月に関連サミットで採択された、先進国も含め2030年までの国際社会全体の17の開発目標です。</u> |
| 2 | P.6 図表 持続可能な開発目標(SDGs)に掲げる17のゴール | ○ 17の各ゴールに関する説明についての記載なし | ○ 17の各ゴールに関する説明について、外務省ホームページで公表されている資料における記載と統一。 (修正後の記載表現については、P.6に記載のとおり) |
| 3 | P.32～35 第3章 計画の基本的な考え方 1 計画の基本目標 基本目標1～4に関連する 【持続可能な開発目標(SDGs)における関連ゴール】 | ○ 基本目標1～4に関連する、SDGsのゴールについて記載。 | ○ 基本目標1～4に関連するSDGsのゴールについて、幅広い視点をもって見直し。 (修正後の関連するゴールについては、P.32～35を参照) |

| | | | |
|---|--|---|---|
| 4 | <p>P. 35（上から 8 行目） 第 3 章 計画の基本的な考え方 1 計画の基本目標</p> <p>《基本目標 4 経済社会の発展等に 伴う環境変化への対応》</p> | <p>当基本目標の達成を図るため、次の 3 つの項目により施策を具体化し、このうち「(1) 高齢者等への支援」を重点施策として位置付けます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 高齢者等への支援（重点施策） (2) 高度情報通信社会の進展への対応 (3) 持続可能な社会の形成に向けた消費行動の促進</p> </div> | <p>○ 重点施策化に伴い、以下のとおり修正（追加）。</p> <p>当基本目標の達成を図るため、次の 3 つの項目により施策を具体化し、このうち「(1) 高齢者等への支援」及び「(2) <u>高度情報通信社会の進展への対応</u>」を重点施策として位置付けます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 高齢者等への支援（重点施策） (2) 高度情報通信社会の進展への対応（<u>重点施策</u>） (3) 持続可能な社会の形成に向けた消費行動の促進</p> </div> |
| 5 | <p>P. 36 2 計画の体系図</p> | <p>○ 「高度情報通信社会の進展への対応」の該当箇所については、枠囲みの記載なし。</p> | <p>○ 「高度情報通信社会の進展への対応」の重点施策化に伴い、計画の体系図における該当箇所について、重点施策である旨を明確にするため、枠囲みを追記。</p> |
| 6 | <p>P. 37（上から 3、13、20、21 行目） 第 3 章 計画の基本的な考え方 3 計画の指標</p> <p>(1) 不当な取引行為に関する事業者指導等の実施件数</p> | <p>(1) <u>不当な取引行為が認められる事業者に対する改善要請等の件数</u></p> <p>（中略）</p> <p>不当な取引行為を行う事業者に対して、改善要請等により是正を求めることは取引の適正化の推進、そして消費者にとって安全・安心な消費生活の確保に繋がることから、<u>第 2 章で記述したとおり、令和元年度に実施した「消費者問題に関する市民意識調査」において、「消費生活の安定・向上のために、市の取組みとして期待すること」との問いに対し、「悪質な事業者への指導・取締</u></p> | <p>○ 以下のとおり指標（1）の項目名を変更。</p> <p>(1) <u>不当な取引行為に関する事業者指標等の実施件数</u></p> <p>（中略）</p> <p><u>近年、巧妙に、複雑な手口を次々と用いてくる悪質事業者への対策が必要となっており、国や大阪府においては、関係法令の改正による法執行対策の強化や、条例に基づき、悪質な取引行為等を行う事業者に対する指導等に取り組んでいます。</u></p> <p>不当な取引行為を行う事業者に対して指導等を実施することは、更なる取引の適正化の推進、そして消費者にとって安全・安心な消費生活の確保につながることから、次の指標を</p> |

| | | <p><u>り・罰則の強化」と答えた人が7割以上にも上る結果であったことも踏まえ、次の指標を設定し取組を推進します。</u></p> <table border="1" data-bbox="656 308 1285 467"> <thead> <tr> <th>指標項目</th> <th>現状値 (元年度)</th> <th>目標値 (7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不当な取引行為が認められる事業者に対する改善要請等の件数</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table> | 指標項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (7年度) | 不当な取引行為が認められる事業者に対する改善要請等の件数 | 件 | 件 | <p>設定し取組を推進します。</p> <table border="1" data-bbox="1317 308 2085 443"> <thead> <tr> <th>指標項目</th> <th>現状値 (元年度)</th> <th>目標値 (7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不当な取引行為が認められる事業者に対する改善要請等の件数(*)</td> <td>5件</td> <td>10件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 堺市消費生活条例において、不当な取引行為として禁止される行為が行われていると認められた事案に対し、来所要請等を経て消費生活センターが当該事業者に指導等を実施した件数。</p> <p>【修正理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 悪質事業者の手口が、近年、巧妙・複雑になっていること（消費者庁「消費者基本計画」より）や、国や大阪府の取組を記載することにより、消費者被害が増加傾向にある社会的背景を示すため。 指標項目の内容を明確にするため、注釈を表外に記載。 | 指標項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (7年度) | 不当な取引行為が認められる事業者に対する改善要請等の件数(*) | 5件 | 10件 |
|---------------------------------|---|---|------|--------------|--------------|------------------------------|----------|-----|--|------|--------------|--------------|---------------------------------|-------|-----|
| 指標項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (7年度) | | | | | | | | | | | | | |
| 不当な取引行為が認められる事業者に対する改善要請等の件数 | 件 | 件 | | | | | | | | | | | | | |
| 指標項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (7年度) | | | | | | | | | | | | | |
| 不当な取引行為が認められる事業者に対する改善要請等の件数(*) | 5件 | 10件 | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | <p>P. 38 (2) 消費生活センターを知っている人の割合</p> | <table border="1" data-bbox="656 874 1285 1002"> <thead> <tr> <th>指標項目</th> <th>現状値 (元年度)</th> <th>目標値 (7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費生活センターを知っている人の割合</td> <td>72.9%(*)</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 現状値について 「令和元年度 消費者問題に関する市民意識調査」において、消費者の名前や役割を知っているかとの問いに対し、以下のとおり回答した人の合計。 ・「名前も役割も知っている」…30.3% ・「名前は知っているが、役割までは知らない」…42.6%</p> | 指標項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (7年度) | 消費生活センターを知っている人の割合 | 72.9%(*) | 80% | <table border="1" data-bbox="1317 874 2085 1010"> <thead> <tr> <th>指標項目</th> <th>現状値 (元年度)</th> <th>目標値 (7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費生活センターを知っている人の割合(*)</td> <td>72.9%</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 「消費者問題に関する市民意識調査」において、「名前も役割も知っている」「名前は知っているが、役割までは知らない」のいずれかに回答した人の合計。</p> <p>【修正理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標項目の内容を明確にするため、注釈を表外に記載。なお、数値については削除。 | 指標項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (7年度) | 消費生活センターを知っている人の割合(*) | 72.9% | 80% |
| 指標項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (7年度) | | | | | | | | | | | | | |
| 消費生活センターを知っている人の割合 | 72.9%(*) | 80% | | | | | | | | | | | | | |
| 指標項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (7年度) | | | | | | | | | | | | | |
| 消費生活センターを知っている人の割合(*) | 72.9% | 80% | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|--|---|---|
| 8 | <p>P. 38</p> <p>(3) 消費者トラブルなどに関する情報提供を通じて消費者教育を支援した学校数</p> | <p>(3) <u>商品の購入やサービスの利用に関する「契約」について理解している人の割合</u></p> <p>■ 該当重点施策：「消費者教育・啓発の推進【消費者教育推進計画】」</p> <p><u>商品やサービス等の取引形態の多様化に伴い、消費者の選択肢は多岐に渡ると同時に、一方で消費者被害に遭うリスクも高まっています。</u></p> <p><u>消費者被害を未然に防止するためには、消費者が自らの利益を守り自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援することが重要です。</u></p> <p><u>国においては平成 24 年 12 月に消費者教育の基本理念等を定めた「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、平成 25 年 6 月には、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進のための取組の方向を示す「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が定められました。</u></p> <p><u>同方針は平成 30 年 3 月に、令和 4 年 4 月からの改正民法の施行に伴う成年年齢引下げを見据えて実践的な消費者教育の実施を推進するために変更され、「若年者の消費者教育」等を当面の</u></p> | <p>(3) <u>消費者トラブルなどに関する情報提供を通じて消費者教育を支援した学校数</u></p> <p>■ 該当重点施策：「消費者教育・啓発の推進【消費者教育推進計画】」</p> <p><u>消費者被害を未然に防ぐためには、自ら必要な知識や情報を修得・収集し、自主的かつ合理的に行動することのできる自立した消費者の育成が重要です。</u></p> <p><u>近年、スマートフォンや SNS の普及等に加え、令和 4 年 4 月からの成年年齢の引下げも相まって、消費者被害の低年齢化が危惧されています。</u></p> <p><u>こうした状況に対し有効な取組の一つとして、特に小・中学校や高等学校等の教育課程において、効果的な消費者教育が実施されることが挙げられます。</u></p> <p><u>若年期からの継続的な消費者教育を通じて、被害者となることを未然に防止するだけでなく、マルチ商法に挙げられるように意図せず加害者となるなど、他者への被害を拡大させないことも大切です。</u></p> <p><u>そこで、市立の小・中学校や高等学校及び特別支援学校における消費者教育の取組に対し、消費生活センターが消費生活相談等を通じて得た消費者トラブルに関する具体事例及び被害に遭わないための対策等の情報を積極的に提供することにより、学校における消費者教育が更に効果的なものとなるよう、次の指標を設定し取組を推進します。</u></p> |
|---|--|---|---|

重点事項として示しています。

こうした背景や消費者を取り巻く状況を踏まえ、市としても消費者教育に関する取組を推進する必要があります。

そこで、消費者教育はその内容や取組が幅広い分野や領域に渡るものですが、消費行動の基礎的知識であり、かつ商品・サービスなどに関する消費者トラブルの原因となることの多い「契約」について正しく理解することは、消費者被害の未然防止ならびに知識の習得に伴い自主的かつ合理的な行動を促すことに繋がることから、次の指標を設定し取組を推進します。

| 指標項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (7年度) |
|-------------------------------------|--------------|--------------|
| 商品の購入やサービスの利用に関する「契約」について理解している人の割合 | — | 80% |

| 指標項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (7年度) |
|--|--------------|--------------|
| 消費者トラブルなどに関する情報提供を通じて消費者教育を支援した学校数 (*) | 46 件 | 138 件 |

(*) 消費生活センターが、消費者教育を支援した市立小・中学校、高等学校、特別支援学校の学校数の合計。

【修正理由】

・「契約」について理解していると判断基準を明確にすることが困難であるため、重点施策「消費者教育・啓発の推進【消費者教育推進計画】」の指標を新たに設定。

| 9 | P. 39 (指標項目の表) (4) あっせんによる解決率 | <table border="1" data-bbox="656 215 1285 347"> <thead> <tr> <th>指標項目</th> <th>現状値 (元年度)</th> <th>目標値 (3~7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あっせんによる解決率</td> <td>91.5%</td> <td>毎年度 90%以上</td> </tr> </tbody> </table> | 指標項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (3~7年度) | あっせんによる解決率 | 91.5% | 毎年度 90%以上 | <table border="1" data-bbox="1317 207 2085 367"> <thead> <tr> <th>指標項目</th> <th>現状値 (元年度)</th> <th>目標値 (7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あっせんによる解決率(*)</td> <td><u>92.6%</u></td> <td>毎年度 90.0% 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1330 370 2101 422">(*) 消費生活センターがあっせんを行った相談件数のうち、解決に至った件数の割合。</p> | 指標項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (7年度) | あっせんによる解決率(*) | <u>92.6%</u> | 毎年度 90.0% 以上 |
|--------------------------------------|---|--|------|----------------------------|--|------------|--------------|--------------|---|------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------------|
| 指標項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (3~7年度) | | | | | | | | | | | | | |
| あっせんによる解決率 | 91.5% | 毎年度 90%以上 | | | | | | | | | | | | | |
| 指標項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (7年度) | | | | | | | | | | | | | |
| あっせんによる解決率(*) | <u>92.6%</u> | 毎年度 90.0% 以上 | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | P. 40 (上から8行目) (5) 消費者安全確保地域協議会 (見守りネットワーク) の設置 | <p data-bbox="927 533 1010 563">(中略)</p> <p data-bbox="656 571 1285 754">なお、本取組項目については、<u>定量指標(数値指標)を掲げるものではありませんが、毎年度取組の進捗状況等を確認することにより、計画期間内における早期実現に向けて取り組むものとします。</u></p> <table border="1" data-bbox="656 798 1272 957"> <thead> <tr> <th>指標項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置</td> </tr> </tbody> </table> | 指標項目 | 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置 | <p data-bbox="1666 533 1749 563">(中略)</p> <p data-bbox="1317 571 2107 683">なお、<u>本指標については、毎年度取組の進捗状況等を確認することにより、計画期間内における早期実現に向けて取り組むものとします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1317 798 2085 989"> <thead> <tr> <th>指標項目</th> <th>現状値 (元年度)</th> <th>目標値 (7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置<u>状況</u></td> <td><u>未設置</u></td> <td><u>設置済</u></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1330 1034 1473 1064">【修正理由】</p> <p data-bbox="1317 1080 2107 1161">・定性指標として取り扱うこととし、現状と目標を対比する記載に修正。</p> | 指標項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (7年度) | 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置 <u>状況</u> | <u>未設置</u> | <u>設置済</u> | | | | |
| 指標項目 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指標項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (7年度) | | | | | | | | | | | | | |
| 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置 <u>状況</u> | <u>未設置</u> | <u>設置済</u> | | | | | | | | | | | | | |

| 11 | <p>P. 40（上から 13 行目） (6) 消費生活センターが発信する SNS の登録者数</p> | <p>○ 記載なし</p> | <p>○ 重点施策とする「高度情報通信社会の進展への対応」についての指標項目を、新たに設定する。</p> <p>(6) 消費生活センターの SNS アカウントの登録者数</p> <p>■ 該当重点施策：「高度情報通信社会の進展への対応」</p> <p>情報通信技術の発達と、スマートフォンやパソコン等の情報通信機器・サービスの急速な普及により、インターネットを活用した高度情報通信社会が進展しています。</p> <p>これに伴い、生活のさまざまな場面におけるデジタル化の加速を背景として、インターネットを利用した電子商取引が拡大するなどし、利便性が向上している一方、画面上の表示や広告と実際の消費やサービスが異なるケースや、電子マネーに関する問題等、さまざまな消費者トラブルが起っています。</p> <p>そこで、SNS を活用した消費生活に関する情報発信を積極的に行い周知を進めることで、インターネットや電子商取引に関するトラブルの未然防止を図るため、次の指標を設定し取組を推進します。</p> <table border="1" data-bbox="1317 1118 2083 1367"> <thead> <tr> <th data-bbox="1317 1118 1731 1246">指標項目</th> <th data-bbox="1731 1118 1899 1246">現状値 (令和 2 年 11 月末時 点)</th> <th data-bbox="1899 1118 2083 1246">目標値 (7 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1317 1246 1731 1367">消費生活センターの SNS アカウントの登録者数</td> <td data-bbox="1731 1246 1899 1367">約 60 人</td> <td data-bbox="1899 1246 2083 1367">400 人</td> </tr> </tbody> </table> | 指標項目 | 現状値 (令和 2 年 11 月末時 点) | 目標値 (7 年度) | 消費生活センターの SNS アカウントの登録者数 | 約 60 人 | 400 人 |
|--------------------------|--|---------------|---|------|--------------------------------|---------------|--------------------------|--------|-------|
| 指標項目 | 現状値 (令和 2 年 11 月末時 点) | 目標値 (7 年度) | | | | | | | |
| 消費生活センターの SNS アカウントの登録者数 | 約 60 人 | 400 人 | | | | | | | |

| | | | |
|-----------|---|---|--|
| <p>12</p> | <p>P. 54 (上から 5 行目、表のタイトル) P. 55 (表のタイトル) P. 57 (上から 7 行目)</p> <p>第 4 章 計画推進のための施策 基本目標 2 消費者の自立支援 《消費者教育の推進の内容》 (1)-1 ライフステージに応じた 消費者教育・啓発の推進 ①学校等における消費者教育・ 啓発の推進 【小学校、中学校、高等学校等】</p> <p>【大学等】</p> | <p>【小学校、中学校、高等学校等】</p> <p>(中略)</p> <p>高等学校学習指導要領においては、平成 29 年 3 月に改訂された後、移行期間を経て令和 4 年度から年次進行で実施される予定です。今回改訂された高等学校の学習指導要領では、自立した消費者を育成するために、消費者教育に関する内容の一層の充実を図っています。</p> <p>[小学校における消費者教育に関する主な内容] (表 省略)</p> <p>[中学校における消費者教育に関する主な内容] (表 省略)</p> <p>[高等学校における消費者教育に関する主な内容] (表 省略)</p> <p>【大学等】</p> <p>(中略)</p> <p>そのため、学生に対して契約を含む各種の消費生活や消費者問題に関する情報や知識を積極的に提供する機会を拡大するなど消費者教育の推進を支援します。</p> | <p>○ 以下のとおり修正 (追加)。</p> <p>【小学校、中学校、高等学校等】</p> <p>(中略)</p> <p>高等学校学習指導要領においては、平成 29 年 3 月に改訂された後、移行期間を経て令和 4 年度から年次進行で実施される予定です。今回改訂された高等学校の学習指導要領では、<u>成年年齢の引下げにより在学中に成年となることで生じる消費者被害を防ぎ、自立した消費者を育成するために、消費者教育に関する内容の一層の充実を図っています。</u></p> <p>[小学校における消費者教育に関する主な内容 <u>(新学習指導要領より)</u>] (表 省略)</p> <p>[中学校における消費者教育に関する主な内容 <u>(新学習指導要領より)</u>] (表 省略)</p> <p>[高等学校における消費者教育に関する主な内容 <u>(新学習指導要領より)</u>] (表 省略)</p> <p>【大学等】</p> <p>(中略)</p> <p><u>また、令和 4 年 4 月から成年年齢が引き下げられて以降は、既に成年に達していれば未成年であることを理由とした契約の取消しなどの権利を行使することができなくなるため、悪質商法や契約等に関するトラブルに遭う学生の増加が懸念されます。</u></p> <p>そのため、学生に対して契約を含む各種の消費生活や消費</p> |
|-----------|---|---|--|

| | | | |
|----|--|---|---|
| | | | <p>者問題に関する情報や知識を積極的に提供する機会を拡大するなど消費者教育の推進を支援します。</p> <p>【修正理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢引下げとの関連性について追加。 ・消費者教育に関する主な内容については、国において、学習指導要領をもとに関連科目及び具体項目が示されていることから、その旨を明確に示すため。 |
| 13 | <p>P. 71</p> <p>基本目標 4 経済社会の発展等に伴う環境変化への対応 (2) 高度情報通信社会の進展への対応 重点施策</p> | <p>(2) 高度情報通信社会の進展への対応</p> <p><u>情報通信技術の発達と、スマートフォンやパソコン等の情報通信機器・サービスの急速な普及により、インターネットを活用した高度情報通信社会が進展しています。</u></p> <p><u>消費者にとっては膨大な消費生活に関する情報が入手できるようになり、利便性が増す一方で、ネットトラブルに巻き込まれる可能性も高まっています。</u></p> <p><u>インターネットや電子商取引に関するトラブルの未然防止と被害の救済を図るため、情報通信機器等の利用に関して必要な情報の提供や、将来における被害防止のための IT リテラシーを身に付けることを目的とした学校・家庭等にお</u></p> | <p>○ 以下のとおり修正。</p> <p>(2) 高度情報通信社会の進展への対応 重点施策</p> <p><u>情報通信技術の発達と、スマートフォンやパソコン等の情報通信機器・サービスの急速な普及により、インターネットを活用した高度情報通信社会の進展が加速しています。</u></p> <p><u>消費者にとっては消費生活に関する膨大な情報が入手できるようになり利便性が増す一方で、情報の信憑性についての見極めが難しくなっており、トラブルに比較的遭いやすい若年者や高齢者の世代だけでなく、すべての消費者が情報の取捨選択や取引を行うにあたって、さまざまなトラブルに遭う可能性があります。</u></p> <p><u>そこで、インターネットや電子商取引に関するトラブルの未然防止に努めるため、情報通信機器等の利用に関して必要な情報の提供や、高度情報通信社会の進展に対応できる IT リテラシーを身に付けることを目的とした学校・家庭等にお</u></p> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | <p><u>ける消費者教育、相談員の専門的知識の向上等に向けた取組を推進します。</u></p> | <p><u>ける消費者教育の取組を推進します。</u></p> <p><u>また、被害に遭ってしまった場合には、早急な被害の救済を図る必要があるため、相談事案に的確に対処できるよう相談員の専門的知識の向上を図る取組等を推進します。</u></p> <p>【修正理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者や高齢者といった特定の世代でなく、中間層の消費者も含めて、すべての消費者が同じ条件の下、トラブルに遭う可能性がある旨を明確に記載。 <p>そのうえで、未然防止の観点に基づく消費者教育の取組や被害発生時には速やかな被害救済を図る必要がある旨を記載。</p> |
|--|--|--|---|